

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月17日
【計算期間】	第19特定期間（自 平成29年1月17日 至 平成29年7月18日）
【ファンド名】	グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

（注）この有価証券報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成29年4月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

有価証券報告書

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く世界の国債等を実質的な主要投資対象とし、幅広く分散投資を行い安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色 1

日本を除く世界の国債等を実質的な主要投資対象とし、幅広く分散投資を行います。

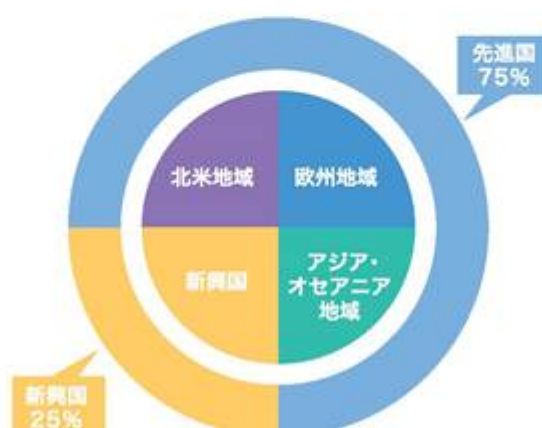
- ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
 - 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 国債等とは、投資対象国が発行する国債のほか、政府保証債、政府機関債、世界銀行等の国際機関が発行する債券、各国の州政府が発行する債券を含みます。また、運用効率ならびに機動性を高めるためデリバティブ取引を活用することがあります。

特色 2

日本を除く先進国3地域（北米地域、欧州地域、アジア・オセアニア地域）と新興国の4つの投資先に投資します。

- 日本を除く先進国3地域（75%）部分は、「先進国3地域債券マザーファンド」を通じて投資を行います。
- 日本を除く先進国3地域（75%）部分では、地域／通貨分散を目的として、投資通貨をベースに各地域への均等投資を基本投資割合とします。政治・経済環境に応じ、委託会社の判断で地域別の配分を±10%の範囲内で変動させることがあります。
- 新興国（25%）部分は、ピムコ社（PIMCO＝Pacific Investment Management Company LLC）が運用する外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）」を通じて投資を行います。
- 「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）」の投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
- 銘柄選定は、各国のマクロ分析や金利予測等に基づいて行います。

【地域別資産配分イメージ】



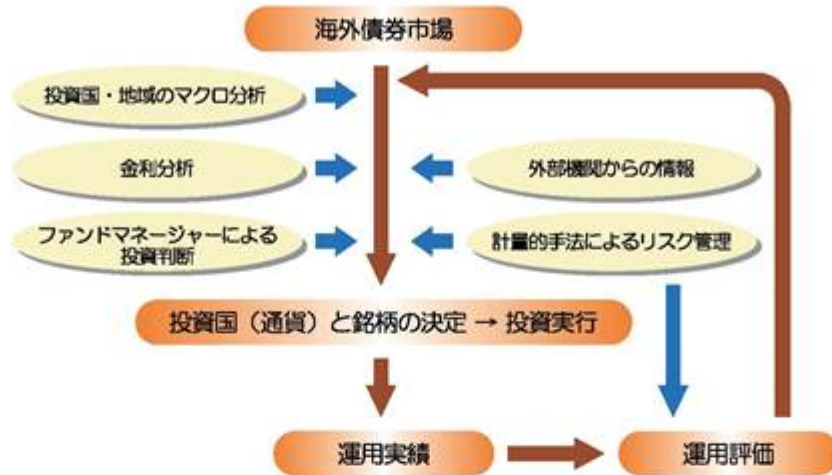
・日本を除く先進国3地域（75%）部分では、委託会社の判断で地域別の配分を±10%の範囲内で変動させることがあります。

ピムコ社とは

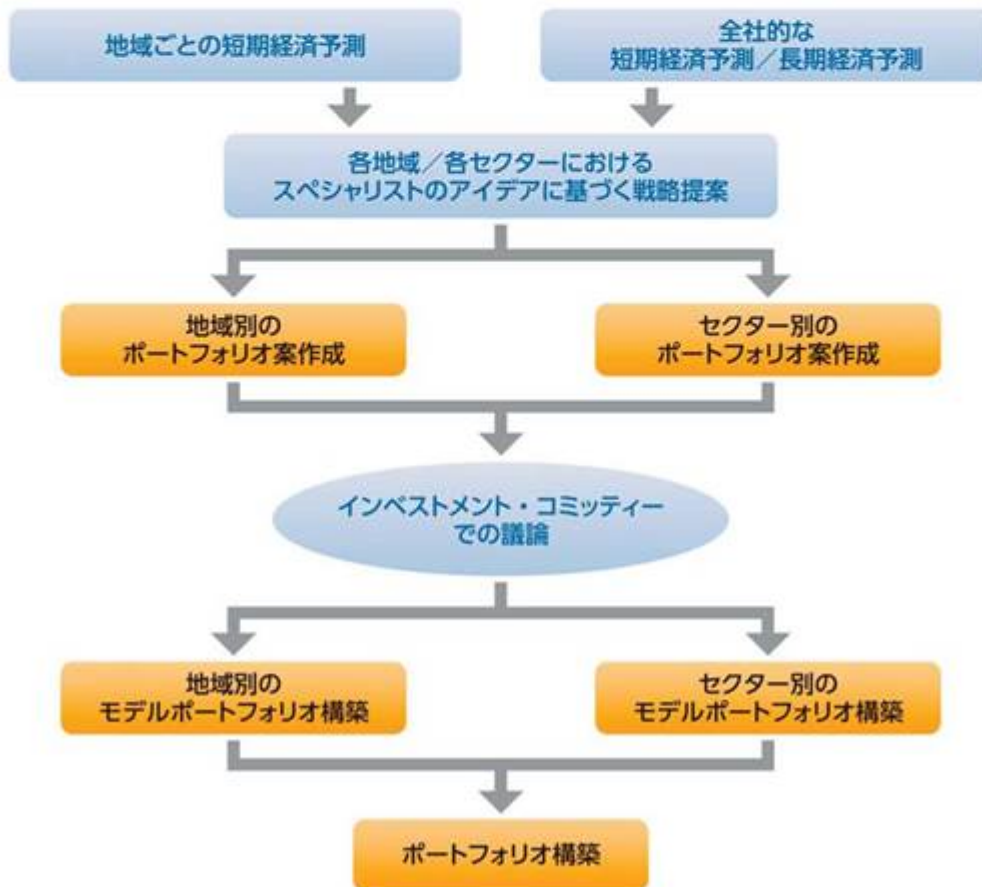
ピムコ社は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

● 「先進国3地域債券マザーファンド」における運用プロセス



● 「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)」における運用プロセス



❗ 上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



毎月の分配をめざします。

- 毎月16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



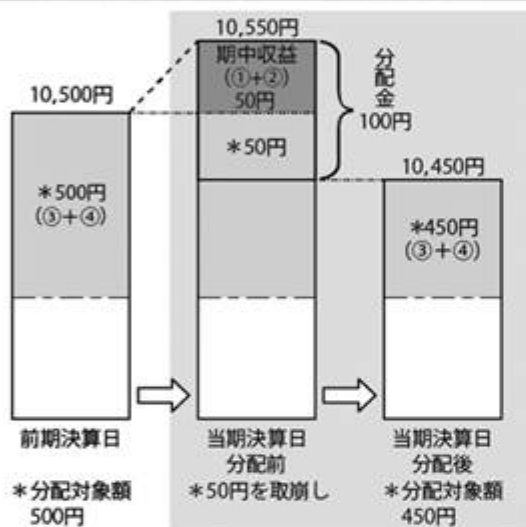
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

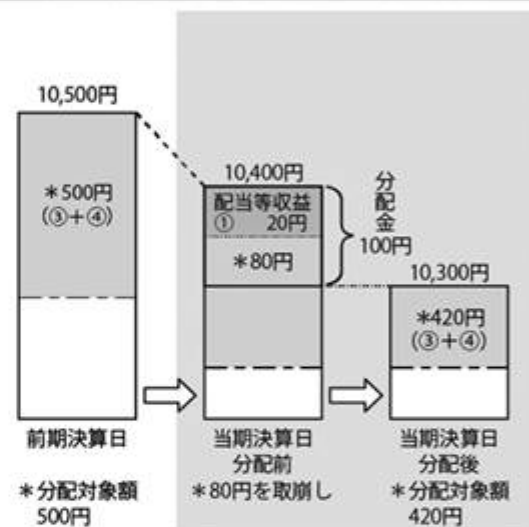
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



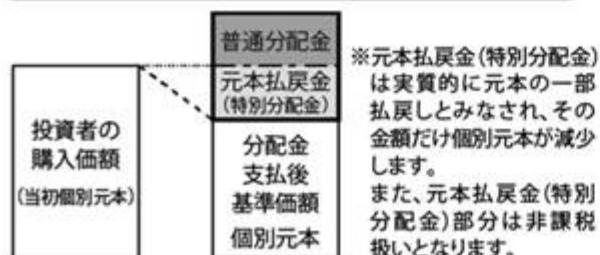
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

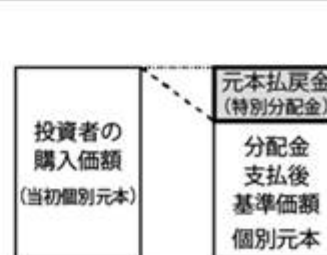
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

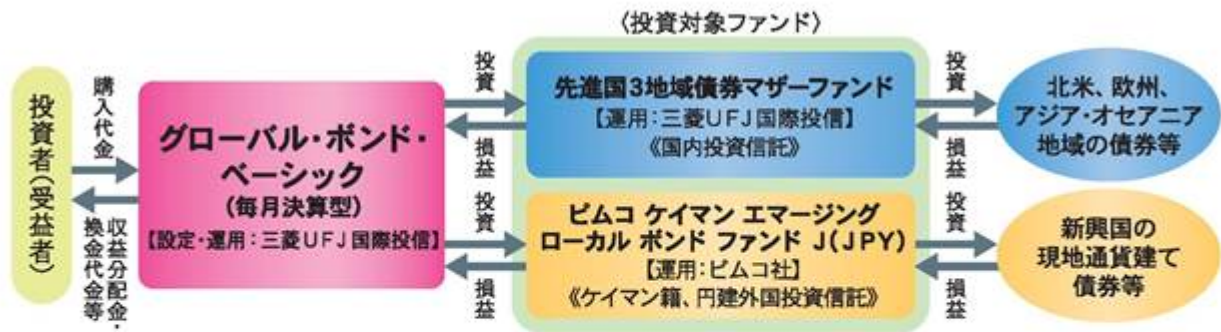


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み



三菱UFJ国際投信は、円建外国投資信託への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

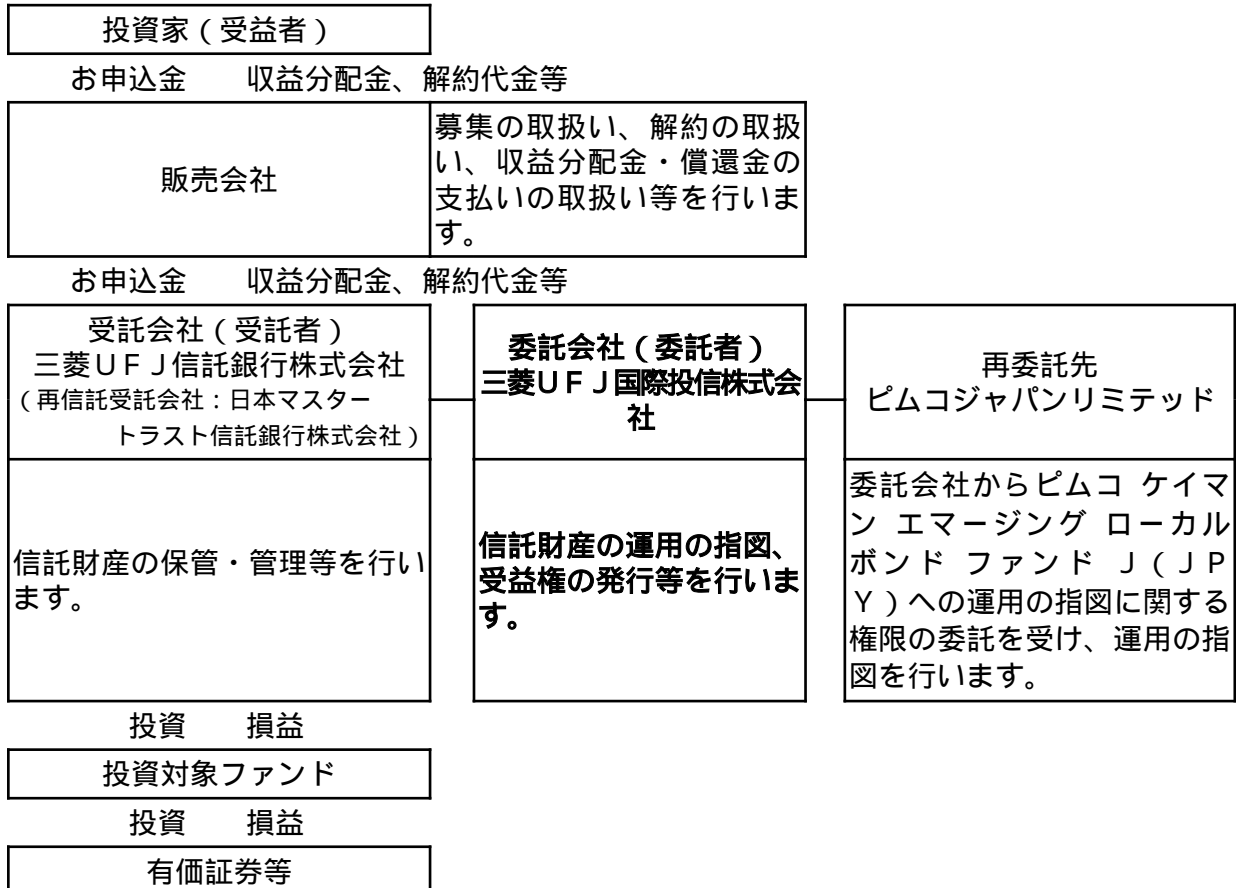
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年3月14日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成29年7月末現在）

・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
- 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成29年7月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として証券投資信託である先進国3地域債券マザーファンドおよび円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) の投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国3地域（北米地域、欧州地域、アジア・オセアニア地域）の国債等および新興国の現地通貨建て国債等に投資を行います。

各投資信託証券への配分比率は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率とすることを基本とし、適宜リバランスを行います。

先進国3地域債券マザーファンド：約75%程度

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY)：約25%程度

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

円建ての外国投資信託ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) の

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。（注）

世界の国債等に投資するという当ファンドの基本的な運用目的の一部を忠実かつ適切に達成するために、先進国3地域債券マザーファンドを選定しました。また、当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行うピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) を選定しました。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

2.コマーシャル・ペーパー

3.外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの

4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)


3.コール・ローン


4.手形割引市場において売買される手形

< 投資信託証券の概要 >

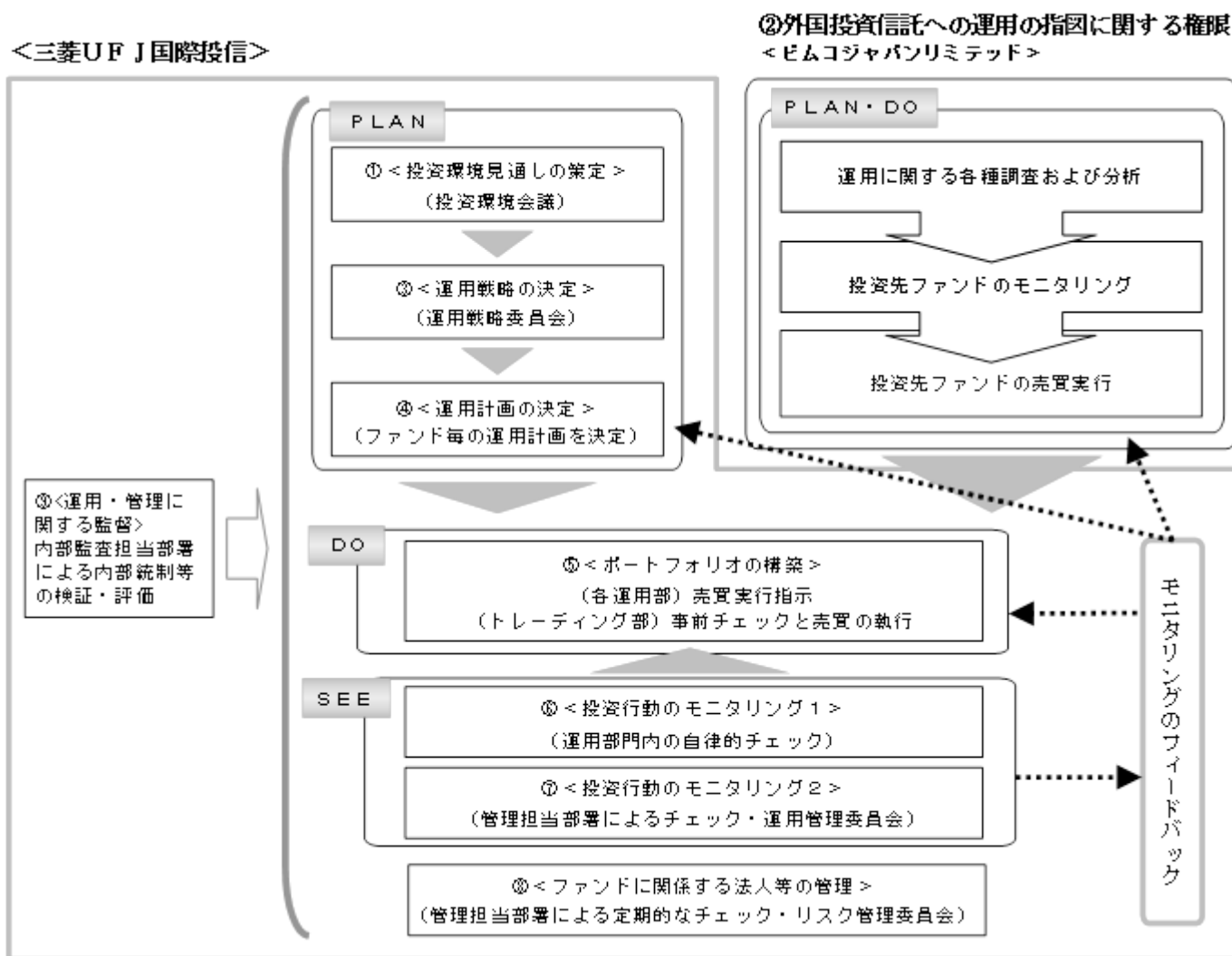
ファンド名	先進国3地域債券マザーファンド
形態	証券投資信託
主な投資対象	日本を除く先進国3地域（北米地域、欧州地域、アジア・オセアニア地域）の国債等
投資態度	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。 各地域（債券の発行通貨に応じて分類するものとします。）への投資比率は均等とすることを基本としますが、市況見通し等に応じて±10%の範囲内で変動させることがあります。 原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2008年3月14日
決算日	原則として毎年1月16日（休業日の場合は翌営業日）
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

ファンド名	ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)
形態	ケイマン籍 円建外国投資信託（契約型）
主な投資対象	新興国の現地通貨建ての国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等のソブリン債（州政府債も含む）およびその派生商品等
投資態度	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）（この概要において以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果をめざします。 原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、新興経済国において流通するソブリン債およびその派生商品の組み入れを高位に保ちます。 ・各通貨別の投資比率は、原則としてベンチマークに対して±10%以内を維持します。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用会社	Pacific Investment Management Company LLC（PIMCO）
設定日	2008年3月14日
決算日	原則として毎年2月末日
分配方針	原則として、毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドをもとに、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが計算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) の投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド(「再委託先」といいます。)に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資先ファンドの売買実行を行います。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用

管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。

ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ

る場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。

具体的な委託会社および再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

〔委託会社の投資リスクに対する管理体制〕

価格変動リスク・為替変動リスク

価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスク・為替変動リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

〔再委託先の投資リスクに対する管理体制〕

PIMCOグループでは自社開発したシステムを用い、日々のリスク管理指標やポジションをポートフォリオ・マネージャーのみならずアカウント・マネージャーやコンプライアンスがそれぞれ把握、管理しています。以下は、リスクならびにパフォーマンス管理体制および運営方法となっています。

ポートフォリオのリスク管理

ポートフォリオ・マネージャー、コンプライアンス担当者、アカウント・マネージャー、がそれぞれ独立した部門としてポートフォリオのリスクを管理します。

ポートフォリオ・マネージャーは取引実行に先立ち投資ガイドラインを確認します。

コンプライアンス担当者は記帳に先立ちガイドラインとの照合を行います。

アカウント・マネージャーは毎日の取引および口座内容を確認する他、運用成果についてもレビューを行います。ガイドラインが類似のアカウント間でパフォーマンスに差異が生じている場合は、原因追求につとめポートフォリオ・マネージャーに連絡、修正措置を図ります。

PIMCOグループにおけるリスク管理会議

PIMCOグループでは、ポートフォリオ・マネージャー、アカウント・マネージャー、ビジネスマネージャーの代表者が適時会議をもち、新規ポートフォリオのリスク管理および全口座の投資プロセスおよびリスクのレビューを行います。

ピムコジャパンリミテッドにおけるリスク管理

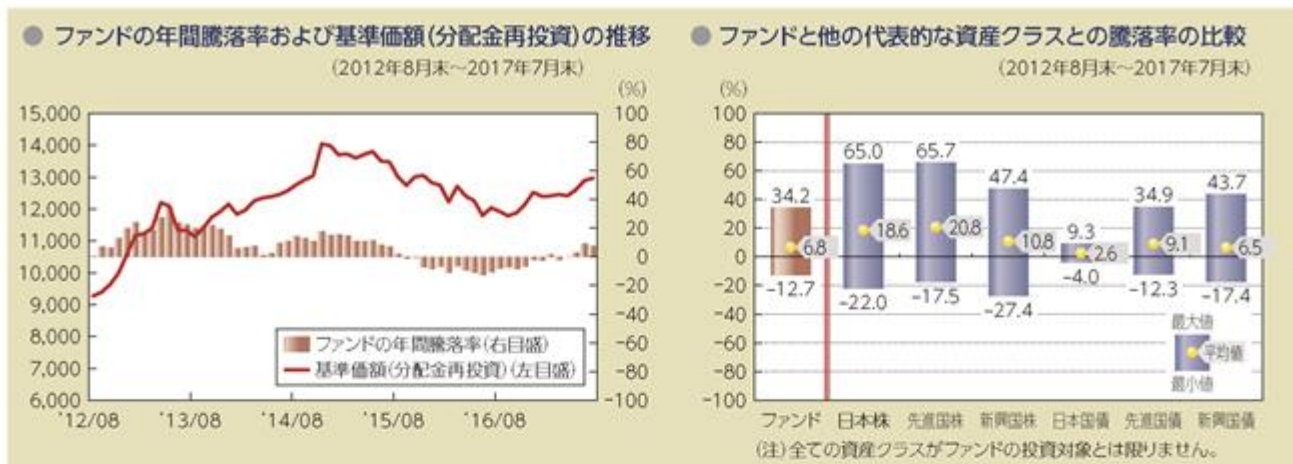
上記 および を踏まえ、ピムコジャパンリミテッドにおいては投資管理委員会が四半期毎に開催され、ピムコジャパンリミテッドの日本における代表者、運用部ヘッド、アカウント・マネージメント部各チームヘッド、コンプライアンス部担当者が参加し、各口座のパフォーマンスレビューおよびガイドライン遵守状況レビューを行います。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。また、再委託先からの定期的なデ - タ還元を受け、価格変動、為替変動、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.296%（税抜年1.2%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.594% （税抜年0.55%）	年0.648% （税抜年0.6%）	年0.054% （税抜年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15日以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）の投資信託証券の時価総額に年0.648%以内（税抜年0.6%以内）の率を乗じて得た金額とします。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成29年7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	464,458,114	24.92
親投資信託受益証券	日本	1,396,145,538	74.90
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,460,775	0.18
純資産総額		1,864,064,427	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年7月31日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	先進国3地域債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		950,858,502	1.4662	1,394,148,736		74.90
					1.4683	1,396,145,538		
ケイマン 諸島	ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY)	投資信託 受益証券		72,356,7712	6,483.00	469,088,947		24.92
					6,419.00	464,458,114		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年7月31日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
投資信託受益証券	24.92
親投資信託受益証券	74.90
合計	99.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成20年 6月16日)	6,199,777,301 (分配付)	10,253 (分配付)
	6,163,495,065 (分配落)	10,193 (分配落)
第2計算期間末日 (平成20年 7月16日)	8,950,365,480 (分配付)	10,304 (分配付)
	8,898,249,278 (分配落)	10,244 (分配落)
第3計算期間末日 (平成20年 8月18日)	15,373,591,303 (分配付)	10,422 (分配付)
	15,285,085,944 (分配落)	10,362 (分配落)
第4計算期間末日 (平成20年 9月16日)	20,923,072,758 (分配付)	9,617 (分配付)
	20,792,534,352 (分配落)	9,557 (分配落)
第5計算期間末日 (平成20年10月16日)	21,200,855,421 (分配付)	8,507 (分配付)
	21,051,322,683 (分配落)	8,447 (分配落)
第6計算期間末日 (平成20年11月17日)	20,619,146,432 (分配付)	7,901 (分配付)
	20,462,556,929 (分配落)	7,841 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年12月16日)	21,026,570,515 (分配付)	7,894 (分配付)
	20,866,752,639 (分配落)	7,834 (分配落)

第8計算期間末日 （平成21年 1月16日）	21,007,529,523（分配付） 20,845,540,875（分配落）	7,781（分配付） 7,721（分配落）
第9計算期間末日 （平成21年 2月16日）	21,244,770,135（分配付） 21,133,689,617（分配落）	7,650（分配付） 7,610（分配落）
第10計算期間末日 （平成21年 3月16日）	22,401,814,153（分配付） 22,291,468,923（分配落）	8,121（分配付） 8,081（分配落）
第11計算期間末日 （平成21年 4月16日）	23,350,133,617（分配付） 23,241,582,073（分配落）	8,604（分配付） 8,564（分配落）
第12計算期間末日 （平成21年 5月18日）	22,577,688,263（分配付） 22,468,707,446（分配落）	8,287（分配付） 8,247（分配落）
第13計算期間末日 （平成21年 6月16日）	22,969,846,074（分配付） 22,862,338,758（分配落）	8,546（分配付） 8,506（分配落）
第14計算期間末日 （平成21年 7月16日）	22,402,109,709（分配付） 22,295,451,292（分配落）	8,401（分配付） 8,361（分配落）
第15計算期間末日 （平成21年 8月17日）	22,739,072,558（分配付） 22,632,942,065（分配落）	8,570（分配付） 8,530（分配落）
第16計算期間末日 （平成21年 9月16日）	22,036,078,057（分配付） 21,931,838,070（分配落）	8,456（分配付） 8,416（分配落）
第17計算期間末日 （平成21年10月16日）	21,921,900,190（分配付） 21,820,076,536（分配落）	8,612（分配付） 8,572（分配落）
第18計算期間末日 （平成21年11月16日）	21,189,156,324（分配付） 21,089,204,175（分配落）	8,480（分配付） 8,440（分配落）
第19計算期間末日 （平成21年12月16日）	20,324,898,408（分配付） 20,227,543,511（分配落）	8,351（分配付） 8,311（分配落）
第20計算期間末日 （平成22年 1月18日）	20,281,800,520（分配付） 20,186,129,119（分配落）	8,480（分配付） 8,440（分配落）
第21計算期間末日 （平成22年 2月16日）	19,080,189,545（分配付） 18,986,921,194（分配落）	8,183（分配付） 8,143（分配落）
第22計算期間末日 （平成22年 3月16日）	18,918,584,452（分配付） 18,827,415,686（分配落）	8,300（分配付） 8,260（分配落）
第23計算期間末日 （平成22年 4月16日）	18,921,008,200（分配付） 18,833,107,633（分配落）	8,610（分配付） 8,570（分配落）
第24計算期間末日 （平成22年 5月17日）	17,657,117,834（分配付） 17,603,620,792（分配落）	8,251（分配付） 8,226（分配落）
第25計算期間末日 （平成22年 6月16日）	16,415,332,992（分配付） 16,365,102,933（分配落）	8,170（分配付） 8,145（分配落）
第26計算期間末日 （平成22年 7月16日）	15,392,736,187（分配付） 15,344,838,339（分配落）	8,034（分配付） 8,009（分配落）
第27計算期間末日 （平成22年 8月16日）	14,630,054,094（分配付） 14,584,292,574（分配落）	7,993（分配付） 7,968（分配落）
第28計算期間末日 （平成22年 9月16日）	13,931,234,404（分配付） 13,888,326,047（分配落）	8,117（分配付） 8,092（分配落）
第29計算期間末日 （平成22年10月18日）	13,198,630,234（分配付） 13,157,555,663（分配落）	8,033（分配付） 8,008（分配落）
第30計算期間末日 （平成22年11月16日）	12,605,013,138（分配付） 12,565,632,917（分配落）	8,002（分配付） 7,977（分配落）
第31計算期間末日 （平成22年12月16日）	11,836,464,515（分配付） 11,798,891,318（分配落）	7,876（分配付） 7,851（分配落）
第32計算期間末日 （平成23年 1月17日）	11,430,831,643（分配付） 11,394,346,961（分配落）	7,833（分配付） 7,808（分配落）
第33計算期間末日 （平成23年 2月16日）	10,878,865,725（分配付） 10,844,143,058（分配落）	7,833（分配付） 7,808（分配落）
第34計算期間末日 （平成23年 3月16日）	10,242,644,629（分配付） 10,209,391,374（分配落）	7,700（分配付） 7,675（分配落）
第35計算期間末日 （平成23年 4月18日）	10,385,483,199（分配付） 10,353,376,344（分配落）	8,087（分配付） 8,062（分配落）
第36計算期間末日 （平成23年 5月16日）	9,766,632,939（分配付） 9,735,521,567（分配落）	7,848（分配付） 7,823（分配落）
第37計算期間末日 （平成23年 6月16日）	9,523,153,039（分配付） 9,493,046,213（分配落）	7,908（分配付） 7,883（分配落）

第38計算期間末日 （平成23年 7月19日）	9,025,012,288（分配付） 8,995,971,892（分配落）	7,769（分配付） 7,744（分配落）
第39計算期間末日 （平成23年 8月16日）	8,565,552,568（分配付） 8,537,651,020（分配落）	7,675（分配付） 7,650（分配落）
第40計算期間末日 （平成23年 9月16日）	8,171,638,592（分配付） 8,144,590,971（分配落）	7,553（分配付） 7,528（分配落）
第41計算期間末日 （平成23年10月17日）	7,866,635,209（分配付） 7,840,311,396（分配落）	7,471（分配付） 7,446（分配落）
第42計算期間末日 （平成23年11月16日）	7,495,605,819（分配付） 7,470,099,203（分配落）	7,347（分配付） 7,322（分配落）
第43計算期間末日 （平成23年12月16日）	7,276,844,981（分配付） 7,251,977,590（分配落）	7,316（分配付） 7,291（分配落）
第44計算期間末日 （平成24年 1月16日）	7,046,221,717（分配付） 7,021,927,116（分配落）	7,251（分配付） 7,226（分配落）
第45計算期間末日 （平成24年 2月16日）	7,111,417,337（分配付） 7,088,062,944（分配落）	7,613（分配付） 7,588（分配落）
第46計算期間末日 （平成24年 3月16日）	7,211,998,762（分配付） 7,189,398,606（分配落）	7,978（分配付） 7,953（分配落）
第47計算期間末日 （平成24年 4月16日）	6,826,771,280（分配付） 6,804,731,486（分配落）	7,744（分配付） 7,719（分配落）
第48計算期間末日 （平成24年 5月16日）	6,605,830,184（分配付） 6,584,039,873（分配落）	7,579（分配付） 7,554（分配落）
第49計算期間末日 （平成24年 6月18日）	6,427,167,513（分配付） 6,405,764,517（分配落）	7,507（分配付） 7,482（分配落）
第50計算期間末日 （平成24年 7月17日）	6,343,427,013（分配付） 6,326,603,973（分配落）	7,541（分配付） 7,521（分配落）
第51計算期間末日 （平成24年 8月16日）	6,099,444,337（分配付） 6,083,229,129（分配落）	7,523（分配付） 7,503（分配落）
第52計算期間末日 （平成24年 9月18日）	6,061,319,047（分配付） 6,045,446,689（分配落）	7,638（分配付） 7,618（分配落）
第53計算期間末日 （平成24年10月16日）	5,900,182,543（分配付） 5,884,765,764（分配落）	7,654（分配付） 7,634（分配落）
第54計算期間末日 （平成24年11月16日）	5,876,521,242（分配付） 5,861,546,409（分配落）	7,849（分配付） 7,829（分配落）
第55計算期間末日 （平成24年12月17日）	5,915,203,991（分配付） 5,900,811,316（分配落）	8,220（分配付） 8,200（分配落）
第56計算期間末日 （平成25年 1月16日）	6,079,132,310（分配付） 6,065,167,921（分配落）	8,707（分配付） 8,687（分配落）
第57計算期間末日 （平成25年 2月18日）	6,036,276,315（分配付） 6,023,037,620（分配落）	9,119（分配付） 9,099（分配落）
第58計算期間末日 （平成25年 3月18日）	5,828,764,889（分配付） 5,815,993,971（分配落）	9,128（分配付） 9,108（分配落）
第59計算期間末日 （平成25年 4月16日）	5,829,415,182（分配付） 5,817,136,830（分配落）	9,495（分配付） 9,475（分配落）
第60計算期間末日 （平成25年 5月16日）	5,804,030,779（分配付） 5,792,265,651（分配落）	9,866（分配付） 9,846（分配落）
第61計算期間末日 （平成25年 6月17日）	5,036,008,447（分配付） 5,024,734,273（分配落）	8,934（分配付） 8,914（分配落）
第62計算期間末日 （平成25年 7月16日）	5,039,501,288（分配付） 5,028,407,403（分配落）	9,085（分配付） 9,065（分配落）
第63計算期間末日 （平成25年 8月16日）	4,779,909,486（分配付） 4,769,084,296（分配落）	8,831（分配付） 8,811（分配落）
第64計算期間末日 （平成25年 9月17日）	4,705,224,507（分配付） 4,694,718,305（分配落）	8,957（分配付） 8,937（分配落）
第65計算期間末日 （平成25年10月16日）	4,663,209,357（分配付） 4,652,917,310（分配落）	9,062（分配付） 9,042（分配落）
第66計算期間末日 （平成25年11月18日）	4,580,376,892（分配付） 4,570,390,683（分配落）	9,173（分配付） 9,153（分配落）
第67計算期間末日 （平成25年12月16日）	4,523,816,071（分配付） 4,514,150,438（分配落）	9,361（分配付） 9,341（分配落）

第68計算期間末日 （平成26年 1月16日）	4,279,670,130（分配付） 4,270,585,957（分配落）	9,422（分配付） 9,402（分配落）
第69計算期間末日 （平成26年 2月17日）	4,096,483,416（分配付） 4,087,589,582（分配落）	9,212（分配付） 9,192（分配落）
第70計算期間末日 （平成26年 3月17日）	4,060,093,001（分配付） 4,051,341,608（分配落）	9,279（分配付） 9,259（分配落）
第71計算期間末日 （平成26年 4月16日）	4,050,033,507（分配付） 4,041,492,405（分配落）	9,484（分配付） 9,464（分配落）
第72計算期間末日 （平成26年 5月16日）	4,004,654,534（分配付） 3,996,251,144（分配落）	9,531（分配付） 9,511（分配落）
第73計算期間末日 （平成26年 6月16日）	3,938,346,454（分配付） 3,930,112,909（分配落）	9,567（分配付） 9,547（分配落）
第74計算期間末日 （平成26年 7月16日）	3,857,760,542（分配付） 3,849,710,491（分配落）	9,584（分配付） 9,564（分配落）
第75計算期間末日 （平成26年 8月18日）	3,843,430,360（分配付） 3,835,467,128（分配落）	9,653（分配付） 9,633（分配落）
第76計算期間末日 （平成26年 9月16日）	3,674,974,540（分配付） 3,667,485,655（分配落）	9,814（分配付） 9,794（分配落）
第77計算期間末日 （平成26年10月16日）	3,540,392,235（分配付） 3,533,116,870（分配落）	9,733（分配付） 9,713（分配落）
第78計算期間末日 （平成26年11月17日）	3,753,863,086（分配付） 3,746,701,764（分配落）	10,484（分配付） 10,464（分配落）
第79計算期間末日 （平成26年12月16日）	3,653,917,955（分配付） 3,646,924,635（分配落）	10,450（分配付） 10,430（分配落）
第80計算期間末日 （平成27年 1月16日）	3,528,302,444（分配付） 3,521,479,806（分配落）	10,343（分配付） 10,323（分配落）
第81計算期間末日 （平成27年 2月16日）	3,492,795,540（分配付） 3,486,030,713（分配落）	10,326（分配付） 10,306（分配落）
第82計算期間末日 （平成27年 3月16日）	3,332,626,226（分配付） 3,326,081,205（分配落）	10,184（分配付） 10,164（分配落）
第83計算期間末日 （平成27年 4月16日）	3,241,476,332（分配付） 3,235,156,342（分配落）	10,258（分配付） 10,238（分配落）
第84計算期間末日 （平成27年 5月18日）	3,218,729,063（分配付） 3,212,485,261（分配落）	10,310（分配付） 10,290（分配落）
第85計算期間末日 （平成27年 6月16日）	3,133,629,444（分配付） 3,127,512,606（分配落）	10,246（分配付） 10,226（分配落）
第86計算期間末日 （平成27年 7月16日）	2,952,456,539（分配付） 2,946,622,358（分配落）	10,121（分配付） 10,101（分配落）
第87計算期間末日 （平成27年 8月17日）	2,879,108,607（分配付） 2,873,410,340（分配落）	10,105（分配付） 10,085（分配落）
第88計算期間末日 （平成27年 9月16日）	2,620,821,276（分配付） 2,615,347,267（分配落）	9,576（分配付） 9,556（分配落）
第89計算期間末日 （平成27年10月16日）	2,643,777,776（分配付） 2,638,342,743（分配落）	9,729（分配付） 9,709（分配落）
第90計算期間末日 （平成27年11月16日）	2,579,277,359（分配付） 2,573,926,929（分配落）	9,641（分配付） 9,621（分配落）
第91計算期間末日 （平成27年12月16日）	2,522,504,754（分配付） 2,517,232,129（分配落）	9,568（分配付） 9,548（分配落）
第92計算期間末日 （平成28年 1月18日）	2,345,099,692（分配付） 2,339,923,817（分配落）	9,062（分配付） 9,042（分配落）
第93計算期間末日 （平成28年 2月16日）	2,339,346,384（分配付） 2,334,206,210（分配落）	9,102（分配付） 9,082（分配落）
第94計算期間末日 （平成28年 3月16日）	2,342,793,914（分配付） 2,337,666,049（分配落）	9,138（分配付） 9,118（分配落）
第95計算期間末日 （平成28年 4月18日）	2,283,059,698（分配付） 2,277,993,340（分配落）	9,013（分配付） 8,993（分配落）
第96計算期間末日 （平成28年 5月16日）	2,234,070,399（分配付） 2,229,083,641（分配落）	8,960（分配付） 8,940（分配落）
第97計算期間末日 （平成28年 6月16日）	2,130,847,582（分配付） 2,125,993,229（分配落）	8,779（分配付） 8,759（分配落）

第98計算期間末日 (平成28年7月19日)	2,131,756,964 (分配付) 2,126,970,943 (分配落)	8,908 (分配付) 8,888 (分配落)
第99計算期間末日 (平成28年8月16日)	2,040,571,966 (分配付) 2,035,850,512 (分配落)	8,644 (分配付) 8,624 (分配落)
第100計算期間末日 (平成28年9月16日)	1,978,302,401 (分配付) 1,973,660,129 (分配落)	8,523 (分配付) 8,503 (分配落)
第101計算期間末日 (平成28年10月17日)	1,980,564,059 (分配付) 1,975,966,546 (分配落)	8,616 (分配付) 8,596 (分配落)
第102計算期間末日 (平成28年11月16日)	1,956,075,782 (分配付) 1,951,514,964 (分配落)	8,578 (分配付) 8,558 (分配落)
第103計算期間末日 (平成28年12月16日)	2,035,072,185 (分配付) 2,030,605,046 (分配落)	9,111 (分配付) 9,091 (分配落)
第104計算期間末日 (平成29年1月16日)	1,968,183,859 (分配付) 1,963,794,495 (分配落)	8,968 (分配付) 8,948 (分配落)
第105計算期間末日 (平成29年2月16日)	1,963,035,311 (分配付) 1,958,685,547 (分配落)	9,026 (分配付) 9,006 (分配落)
第106計算期間末日 (平成29年3月16日)	1,929,816,840 (分配付) 1,925,502,938 (分配落)	8,947 (分配付) 8,927 (分配落)
第107計算期間末日 (平成29年4月17日)	1,834,746,943 (分配付) 1,830,508,286 (分配落)	8,657 (分配付) 8,637 (分配落)
第108計算期間末日 (平成29年5月16日)	1,893,105,735 (分配付) 1,888,953,793 (分配落)	9,119 (分配付) 9,099 (分配落)
第109計算期間末日 (平成29年6月16日)	1,850,296,980 (分配付) 1,846,210,476 (分配落)	9,056 (分配付) 9,036 (分配落)
第110計算期間末日 (平成29年7月18日)	1,879,418,716 (分配付) 1,875,350,627 (分配落)	9,240 (分配付) 9,220 (分配落)
平成28年7月末日	2,078,537,799	8,780
8月末日	2,024,455,757	8,679
9月末日	1,971,905,400	8,555
10月末日	1,974,104,672	8,605
11月末日	1,983,971,410	8,779
12月末日	2,007,318,011	9,029
平成29年1月末日	1,951,019,240	8,918
2月末日	1,930,388,316	8,908
3月末日	1,900,275,029	8,921
4月末日	1,858,926,630	8,869
5月末日	1,844,849,258	8,982
6月末日	1,871,292,739	9,169
7月末日	1,864,064,427	9,203

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	60円
第2計算期間	60円
第3計算期間	60円
第4計算期間	60円
第5計算期間	60円
第6計算期間	60円
第7計算期間	60円
第8計算期間	60円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円
第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円

第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	25円
第25計算期間	25円
第26計算期間	25円
第27計算期間	25円
第28計算期間	25円
第29計算期間	25円
第30計算期間	25円
第31計算期間	25円
第32計算期間	25円
第33計算期間	25円
第34計算期間	25円
第35計算期間	25円
第36計算期間	25円
第37計算期間	25円
第38計算期間	25円
第39計算期間	25円
第40計算期間	25円
第41計算期間	25円
第42計算期間	25円
第43計算期間	25円
第44計算期間	25円
第45計算期間	25円
第46計算期間	25円
第47計算期間	25円
第48計算期間	25円
第49計算期間	25円
第50計算期間	20円
第51計算期間	20円
第52計算期間	20円
第53計算期間	20円
第54計算期間	20円
第55計算期間	20円
第56計算期間	20円
第57計算期間	20円
第58計算期間	20円
第59計算期間	20円
第60計算期間	20円
第61計算期間	20円
第62計算期間	20円
第63計算期間	20円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	20円
第75計算期間	20円
第76計算期間	20円

第77計算期間	20円
第78計算期間	20円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円
第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.53
第2計算期間	1.08
第3計算期間	1.73
第4計算期間	7.18
第5計算期間	10.98
第6計算期間	6.46
第7計算期間	0.67
第8計算期間	0.67
第9計算期間	0.91
第10計算期間	6.71
第11計算期間	6.47
第12計算期間	3.23
第13計算期間	3.62
第14計算期間	1.23
第15計算期間	2.49
第16計算期間	0.86
第17計算期間	2.32
第18計算期間	1.07
第19計算期間	1.05
第20計算期間	2.03
第21計算期間	3.04
第22計算期間	1.92

第23計算期間	4.23
第24計算期間	3.72
第25計算期間	0.68
第26計算期間	1.36
第27計算期間	0.19
第28計算期間	1.86
第29計算期間	0.72
第30計算期間	0.07
第31計算期間	1.26
第32計算期間	0.22
第33計算期間	0.32
第34計算期間	1.38
第35計算期間	5.36
第36計算期間	2.65
第37計算期間	1.08
第38計算期間	1.44
第39計算期間	0.89
第40計算期間	1.26
第41計算期間	0.75
第42計算期間	1.32
第43計算期間	0.08
第44計算期間	0.54
第45計算期間	5.35
第46計算期間	5.13
第47計算期間	2.62
第48計算期間	1.81
第49計算期間	0.62
第50計算期間	0.78
第51計算期間	0.02
第52計算期間	1.79
第53計算期間	0.47
第54計算期間	2.81
第55計算期間	4.99
第56計算期間	6.18
第57計算期間	4.97
第58計算期間	0.31
第59計算期間	4.24
第60計算期間	4.12
第61計算期間	9.26
第62計算期間	1.91
第63計算期間	2.58
第64計算期間	1.65
第65計算期間	1.39
第66計算期間	1.44
第67計算期間	2.27
第68計算期間	0.86
第69計算期間	2.02
第70計算期間	0.94
第71計算期間	2.43
第72計算期間	0.70
第73計算期間	0.58
第74計算期間	0.38
第75計算期間	0.93
第76計算期間	1.87
第77計算期間	0.62
第78計算期間	7.93
第79計算期間	0.13
第80計算期間	0.83
第81計算期間	0.02

第82計算期間	1.18
第83計算期間	0.92
第84計算期間	0.70
第85計算期間	0.42
第86計算期間	1.02
第87計算期間	0.03
第88計算期間	5.04
第89計算期間	1.81
第90計算期間	0.70
第91計算期間	0.55
第92計算期間	5.09
第93計算期間	0.66
第94計算期間	0.61
第95計算期間	1.15
第96計算期間	0.36
第97計算期間	1.80
第98計算期間	1.70
第99計算期間	2.74
第100計算期間	1.17
第101計算期間	1.32
第102計算期間	0.20
第103計算期間	6.46
第104計算期間	1.35
第105計算期間	0.87
第106計算期間	0.65
第107計算期間	3.02
第108計算期間	5.58
第109計算期間	0.47
第110計算期間	2.25

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	6,099,891,119	52,851,622	6,047,039,497
第2計算期間	2,644,548,603	5,554,298	8,686,033,802
第3計算期間	6,069,572,158	4,712,688	14,750,893,272
第4計算期間	7,436,048,827	430,540,944	21,756,401,155
第5計算期間	3,583,735,225	418,013,307	24,922,123,073
第6計算期間	1,522,380,864	346,253,364	26,098,250,573
第7計算期間	1,059,031,908	520,969,810	26,636,312,671
第8計算期間	675,444,425	313,648,936	26,998,108,160
第9計算期間	1,013,854,897	241,833,542	27,770,129,515
第10計算期間	330,975,630	514,797,628	27,586,307,517
第11計算期間	262,568,330	710,989,811	27,137,886,036
第12計算期間	560,734,654	453,416,310	27,245,204,380
第13計算期間	545,054,116	913,429,453	26,876,829,043
第14計算期間	389,994,349	602,218,960	26,664,604,432
第15計算期間	313,573,651	445,554,668	26,532,623,415
第16計算期間	283,651,860	756,278,495	26,059,996,780
第17計算期間	255,795,324	859,878,371	25,455,913,733
第18計算期間	232,650,684	700,526,970	24,988,037,447
第19計算期間	150,412,346	799,725,378	24,338,724,415
第20計算期間	137,895,264	558,769,361	23,917,850,318
第21計算期間	110,792,039	711,554,388	23,317,087,969
第22計算期間	121,498,586	646,394,875	22,792,191,680
第23計算期間	196,212,241	1,013,262,162	21,975,141,759
第24計算期間	179,153,262	755,478,173	21,398,816,848

第25計算期間	116,509,425	1,423,302,284	20,092,023,989
第26計算期間	57,754,118	990,638,798	19,159,139,309
第27計算期間	24,484,902	879,016,051	18,304,608,160
第28計算期間	30,255,941	1,171,521,036	17,163,343,065
第29計算期間	28,537,706	762,052,034	16,429,828,737
第30計算期間	147,423,827	825,163,906	15,752,088,658
第31計算期間	37,773,477	760,583,247	15,029,278,888
第32計算期間	21,029,111	456,434,852	14,593,873,147
第33計算期間	24,915,763	729,721,822	13,889,067,088
第34計算期間	19,103,917	606,868,996	13,301,302,009
第35計算期間	21,723,281	480,283,071	12,842,742,219
第36計算期間	17,578,492	415,771,747	12,444,548,964
第37計算期間	65,646,162	467,464,644	12,042,730,482
第38計算期間	18,729,748	445,301,555	11,616,158,675
第39計算期間	14,804,073	470,343,244	11,160,619,504
第40計算期間	20,819,037	362,389,875	10,819,048,666
第41計算期間	17,869,949	307,393,033	10,529,525,582
第42計算期間	14,150,717	341,029,600	10,202,646,699
第43計算期間	14,920,586	270,610,847	9,946,956,438
第44計算期間	12,633,077	241,748,907	9,717,840,608
第45計算期間	21,246,844	397,329,860	9,341,757,592
第46計算期間	14,384,976	316,079,825	9,040,062,743
第47計算期間	12,963,126	237,108,065	8,815,917,804
第48計算期間	13,327,884	113,121,148	8,716,124,540
第49計算期間	13,154,024	168,079,787	8,561,198,777
第50計算期間	16,939,532	166,618,256	8,411,520,053
第51計算期間	10,913,490	314,829,455	8,107,604,088
第52計算期間	29,056,323	200,480,956	7,936,179,455
第53計算期間	8,548,307	236,338,087	7,708,389,675
第54計算期間	9,307,220	230,280,029	7,487,416,866
第55計算期間	9,541,980	300,621,125	7,196,337,721
第56計算期間	7,749,279	221,892,042	6,982,194,958
第57計算期間	10,256,769	373,103,890	6,619,347,837
第58計算期間	7,001,355	240,890,182	6,385,459,010
第59計算期間	5,853,910	252,136,853	6,139,176,067
第60計算期間	13,195,448	269,807,450	5,882,564,065
第61計算期間	8,002,239	253,479,076	5,637,087,228
第62計算期間	7,118,533	97,262,929	5,546,942,832
第63計算期間	7,326,920	141,674,524	5,412,595,228
第64計算期間	5,346,980	164,840,761	5,253,101,447
第65計算期間	5,575,434	112,653,376	5,146,023,505
第66計算期間	5,833,381	158,752,197	4,993,104,689
第67計算期間	7,972,911	168,260,862	4,832,816,738
第68計算期間	5,300,967	296,030,868	4,542,086,837
第69計算期間	4,906,142	100,075,912	4,446,917,067
第70計算期間	4,947,861	76,168,103	4,375,696,825
第71計算期間	5,223,629	110,369,234	4,270,551,220
第72計算期間	3,970,067	72,825,939	4,201,695,348
第73計算期間	3,658,283	88,580,728	4,116,772,903
第74計算期間	4,375,074	96,122,267	4,025,025,710
第75計算期間	5,011,318	48,420,959	3,981,616,069
第76計算期間	4,389,036	241,562,505	3,744,442,600
第77計算期間	3,995,071	110,755,138	3,637,682,533
第78計算期間	13,664,200	70,685,275	3,580,661,458
第79計算期間	2,819,180	86,820,479	3,496,660,159
第80計算期間	3,651,632	88,992,788	3,411,319,003
第81計算期間	4,391,300	33,296,386	3,382,413,917
第82計算期間	3,638,008	113,540,961	3,272,510,964
第83計算期間	8,662,229	121,178,082	3,159,995,111

第84計算期間	3,037,653	41,131,708	3,121,901,056
第85計算期間	3,290,387	66,772,379	3,058,419,064
第86計算期間	3,233,084	144,561,462	2,917,090,686
第87計算期間	2,874,179	70,831,057	2,849,133,808
第88計算期間	3,437,514	115,566,678	2,737,004,644
第89計算期間	2,859,895	22,347,849	2,717,516,690
第90計算期間	2,444,353	44,745,583	2,675,215,460
第91計算期間	3,197,755	42,100,302	2,636,312,913
第92計算期間	2,902,739	51,277,956	2,587,937,696
第93計算期間	2,524,882	20,375,557	2,570,087,021
第94計算期間	8,842,616	14,996,980	2,563,932,657
第95計算期間	3,120,789	33,874,096	2,533,179,350
第96計算期間	2,680,627	42,480,761	2,493,379,216
第97計算期間	3,373,401	69,575,879	2,427,176,738
第98計算期間	3,017,387	37,183,278	2,393,010,847
第99計算期間	3,319,150	35,602,989	2,360,727,008
第100計算期間	3,217,064	42,807,877	2,321,136,195
第101計算期間	3,570,367	25,949,604	2,298,756,958
第102計算期間	2,911,280	21,259,149	2,280,409,089
第103計算期間	2,788,631	49,627,917	2,233,569,803
第104計算期間	3,211,617	42,099,111	2,194,682,309
第105計算期間	2,982,993	22,783,049	2,174,882,253
第106計算期間	2,655,591	20,586,667	2,156,951,177
第107計算期間	2,753,872	40,376,345	2,119,328,704
第108計算期間	2,396,650	45,753,952	2,075,971,402
第109計算期間	2,744,527	35,463,890	2,043,252,039
第110計算期間	2,467,299	11,674,633	2,034,044,705

< 参考 >

「先進国3地域債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成29年7月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	351,807,845	25.20
	アメリカ	320,827,835	22.98
	スペイン	178,319,090	12.77
	イタリア	167,378,876	11.99
	ドイツ	88,875,795	6.37
	スウェーデン	69,978,702	5.01
	シンガポール	56,080,662	4.02
	ニュージーランド	44,323,209	3.17
	ノルウェー	29,543,704	2.12
	フランス	19,044,173	1.36
	カナダ	16,708,970	1.20
	ベルギー	7,843,420	0.56
	アイルランド	7,321,938	0.52
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		38,096,799	2.73
純資産総額		1,396,151,018	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成29年7月31日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	1.25 T-NOTE 181130	国債証券		1,050,000.00	11,040.87 11,029.3962	115,929,224 115,808,660	1.250000 2018/11/30	8.29
オースト ラリア	4.5 AUST GOVT 200415	国債証券		880,000.00	9,449.56 9,394.2070	83,156,142 82,669,021	4.500000 2020/04/15	5.92
スペイン	1.3 SPAIN GOVT 261031	国債証券		550,000.00	12,696.97 12,871.4964	69,833,379 70,793,230	1.300000 2026/10/31	5.07
イタリア	1.25 ITALY GOVT 261201	国債証券		490,000.00	12,143.82 12,166.5634	59,504,734 59,616,160	1.250000 2026/12/01	4.27
オースト ラリア	5.75 AUST GOVT 210515	国債証券		530,000.00	10,104.10 9,974.7953	53,551,756 52,866,415	5.750000 2021/05/15	3.79
オースト ラリア	5.5 AUST GOVT 230421	国債証券		500,000.00	10,383.62 10,298.4606	51,918,135 51,492,303	5.500000 2023/04/21	3.69
スペイン	1.15 SPAIN GOVT 200730	国債証券		350,000.00	13,460.26 13,467.6271	47,110,920 47,136,694	1.150000 2020/07/30	3.38
アメリカ	3 T-BOND 441115	国債証券		400,000.00	11,082.76 11,286.7359	44,331,043 45,146,943	3.000000 2044/11/15	3.23
スペイン	5.4 SPAIN GOVT 230131	国債証券		260,000.00	16,671.44 16,418.2018	43,345,762 42,687,324	5.400000 2023/01/31	3.06
オースト ラリア	5.75 AUST GOVT 220715	国債証券		400,000.00	10,365.77 10,253.4471	41,463,098 41,013,788	5.750000 2022/07/15	2.94
スウェー デン	3.5 SWD GOVT 220601	国債証券		2,500,000.00	1,605.45 1,590.6723	40,136,320 39,766,808	3.500000 2022/06/01	2.85
イタリア	2 ITALY GOVT 251201	国債証券		300,000.00	13,213.56 13,126.2846	39,640,694 39,378,853	2.000000 2025/12/01	2.82
ドイツ	0.5 BUND 250215	国債証券		290,000.00	13,409.39 13,291.6661	38,887,259 38,545,831	0.500000 2025/02/15	2.76
オースト ラリア	3.75 AUST GOVT 370421	国債証券		400,000.00	9,315.25 9,462.7514	37,261,003 37,851,005	3.750000 2037/04/21	2.71
イタリア	5 ITALY GOVT 400901	国債証券		210,000.00	17,260.04 16,887.3144	36,246,094 35,463,360	5.000000 2040/09/01	2.54
アメリカ	1.5 T-NOTE 180831	国債証券		300,000.00	11,075.82 11,063.4496	33,227,488 33,190,348	1.500000 2018/08/31	2.38
イタリア	0.7 ITALY GOVT 200501	国債証券		250,000.00	13,172.44 13,168.2004	32,931,100 32,920,501	0.700000 2020/05/01	2.36
アメリカ	1.75 T-NOTE 220930	国債証券		280,000.00	10,940.15 10,970.3417	30,632,436 30,716,956	1.750000 2022/09/30	2.20
オースト ラリア	3.25 AUST GOVT 390621	国債証券		350,000.00	8,438.42 8,680.3095	29,534,470 30,381,083	3.250000 2039/06/21	2.18

アメリカ	6.375 T-BOND 270815	国債証券		200,000.00	15,283.90 15,078.2929	30,567,811 30,156,585	6.375000 2027/08/15	2.16
ドイツ	0 SCHATS 190614	国債証券		220,000.00	13,120.45 13,132.1188	28,864,990 28,890,661	2019/06/14	2.07
アメリカ	1.5 T-NOTE 260815	国債証券		270,000.00	10,228.30 10,352.2093	27,616,423 27,950,965	1.500000 2026/08/15	2.00
オーストラリア	4.75 AUST GOVT 270421	国債証券		210,000.00	10,495.81 10,376.8674	22,041,206 21,791,421	4.750000 2027/04/21	1.56
アメリカ	4.5 T-BOND 360215	国債証券		150,000.00	14,091.17 14,173.9402	21,136,765 21,260,909	4.500000 2036/02/15	1.52
ニュージーランド	3 NZ GOVT 200415	国債証券		210,000.00	8,441.15 8,489.0532	17,726,416 17,827,011	3.000000 2020/04/15	1.28
スペイン	4.7 SPAIN GOVT 410730	国債証券		100,000.00	18,074.68 17,701.8405	18,074,681 17,701,840	4.700000 2041/07/30	1.27
アメリカ	1.875 T-NOTE 220430	国債証券		150,000.00	11,014.03 11,064.3117	16,521,050 16,596,466	1.875000 2022/04/30	1.19
ニュージーランド	5.5 NZ GOVT 230415	国債証券		170,000.00	9,574.08 9,574.3212	16,275,951 16,276,346	5.500000 2023/04/15	1.17
オーストラリア	4.5 AUST GOVT 330421	国債証券		150,000.00	10,315.94 10,454.3249	15,473,916 15,681,487	4.500000 2033/04/21	1.12
シンガポール	3.25 SINGAPORGV 200901	国債証券		180,000.00	8,595.52 8,599.5900	15,471,943 15,479,262	3.250000 2020/09/01	1.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年7月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	97.27
合計	97.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

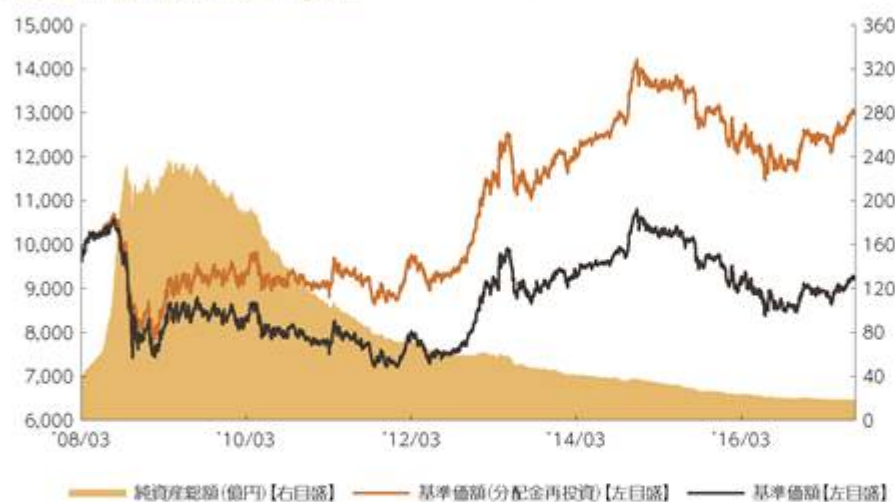
[参考情報]



運用実績

2017年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2008年3月14日(設定日)～2017年7月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,203円
純資産総額	18.6億円

■分配の推移

2017年 7月	20円
2017年 6月	20円
2017年 5月	20円
2017年 4月	20円
2017年 3月	20円
2017年 2月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	2,950円

- 分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産構成	比率
先進国3地域債券マザーファンド	74.9%
ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)	24.9%
コールローン他 (負債控除後)	0.2%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

先進国3地域債券マザーファンド

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 1.25 T-NOTE 181130	国債	アメリカ	6.2%
2 4.5 AUST GOVT 200415	国債	オーストラリア	4.4%
3 1.3 SPAIN GOVT 261031	国債	スペイン	3.8%
4 1.25 ITALY GOVT 261201	国債	イタリア	3.2%
5 5.75 AUST GOVT 210515	国債	オーストラリア	2.8%

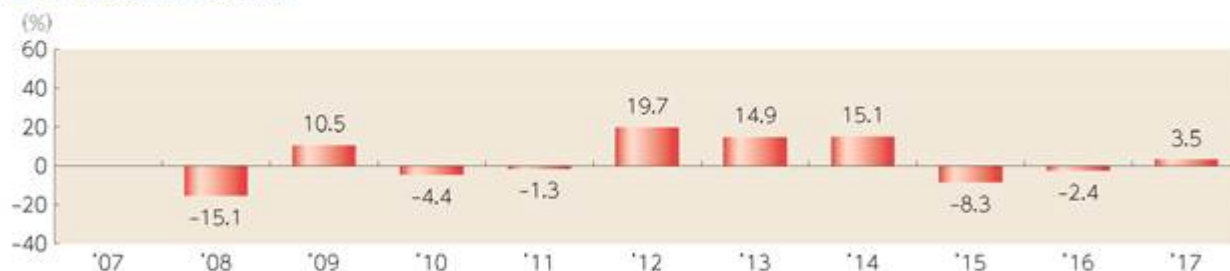
- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)

組入上位銘柄	償還日	種別	国・地域	比率
1 POLAND GOVERNMENT BOND	2021/10/25	国債	ポーランド	5.39%
2 ROMANIA GOVERNMENT BOND	2022/12/19	国債	ルーマニア	4.72%
3 AMBER CIRCLE FUNDING LTD REGS	2017/12/04	政府機関債	中国	4.72%
4 INDONESIA GOVERNMENT SR UNSEC	2032/06/15	国債	インドネシア	4.17%
5 HUNGARY GOVERNMENT BOND	2022/06/24	国債	ハンガリー	2.86%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第三位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2008年は設定日から年末までの、2017年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨーク、ロンドンにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×2.16%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎたの申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨーク、ロンドンにおける債券市場の取引停止日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p>
-----------	--

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	<p>平成20年3月14日から無期限</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	<p>原則として、毎月17日から翌月16日まで</p> <p>上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。</p>
------	--

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	<p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。</p> <p>委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p>
信託約款の変更等	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。</p>
ファンドの償還等に関する開示方法	<p>委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。</p>

反対者の 買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了6ヵ月前までに相手方から、書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の 事業の譲渡 および承継に 伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の 辞任および 解任に伴う 取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理 の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成29年1月17日から平成29年7月18日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成29年 1月16日現在]	当期 [平成29年 7月18日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,991,784	6,372,348
投資信託受益証券	490,521,878	472,103,829
親投資信託受益証券	1,469,376,754	1,400,103,538
未収入金	5,000,000	4,000,000
流動資産合計	1,974,890,416	1,882,579,715
資産合計	1,974,890,416	1,882,579,715
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,389,364	4,068,089
未払解約金	4,490,571	1,034,354
未払受託者報酬	92,014	88,300
未払委託者報酬	2,116,239	2,030,926
未払利息	14	11
その他未払費用	7,719	7,408
流動負債合計	11,095,921	7,229,088
負債合計	11,095,921	7,229,088
純資産の部		
元本等		
元本	2,194,682,309	2,034,044,705
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	230,887,814	158,694,078
（分配準備積立金）	294,007,170	276,449,768
元本等合計	1,963,794,495	1,875,350,627
純資産合計	1,963,794,495	1,875,350,627
負債純資産合計	1,974,890,416	1,882,579,715

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成28年 至 平成29年	7月20日 1月16日	自 平成29年 至 平成29年	1月17日 7月18日
営業収益				
受取配当金		21,266,698		20,226,224
受取利息		37		32
有価証券売買等損益		29,515,959		72,082,511
営業収益合計		50,782,694		92,308,767
営業費用				
支払利息		1,620		1,744
受託者報酬		535,994		512,159
委託者報酬		12,327,815		11,779,674
その他費用		44,967		42,959
営業費用合計		12,910,396		12,336,536
営業利益又は営業損失()		37,872,298		79,972,231
経常利益又は経常損失()		37,872,298		79,972,231
当期純利益又は当期純損失()		37,872,298		79,972,231
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		624,285		223,365
期首剰余金又は期首欠損金()		266,039,904		230,887,814
剰余金増加額又は欠損金減少額		27,702,349		19,331,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		27,702,349		19,331,514
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,419,712		1,677,786
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,419,712		1,677,786
分配金		27,378,560		25,208,858
期末剰余金又は期末欠損金()		230,887,814		158,694,078

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月16日および7月16日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成29年1月17日から平成29年7月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成29年1月16日現在]	当期 [平成29年7月18日現在]
1 期首元本額	2,393,010,847円	2,194,682,309円
期中追加設定元本額	19,018,109円	16,000,932円
期中一部解約元本額	217,346,647円	176,638,536円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	230,887,814円	158,694,078円
3 受益権の総数	2,194,682,309口	2,034,044,705口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8948円 (8,948円)	0.9220円 (9,220円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成28年7月20日 至 平成29年1月16日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

(自平成28年7月20日 至 平成28年8月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,174,058円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	14,515,354円
分配準備積立金額	D	315,639,607円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	334,329,019円
当ファンドの期末残存口数	F	2,360,727,008口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,416円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,721,454円

(自平成28年8月17日 至 平成28年9月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,220,558円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	14,699,924円
分配準備積立金額	D	309,382,123円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,302,605円
当ファンドの期末残存口数	F	2,321,136,195口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,414円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,642,272円

(自平成28年9月17日 至 平成28年10月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	5,938,866円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	15,034,114円
分配準備積立金額	D	305,508,138円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	326,481,118円
当ファンドの期末残存口数	F	2,298,756,958口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,420円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,597,513円

(自平成28年10月18日 至 平成28年11月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,226,223円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	15,302,412円
分配準備積立金額	D	304,014,116円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	323,542,751円
当ファンドの期末残存口数	F	2,280,409,089口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,418円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,560,818円

(自平成28年11月17日 至 平成28年12月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	6,761,595円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	15,357,289円
分配準備積立金額	D	297,074,826円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	319,193,710円
当ファンドの期末残存口数	F	2,233,569,803口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,429円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,467,139円

(自平成28年12月17日 至 平成29年1月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,665,433円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	15,518,232円
分配準備積立金額	D	293,731,101円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	313,914,766円
当ファンドの期末残存口数	F	2,194,682,309口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,430円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,389,364円

当期(自平成29年1月17日 至 平成29年7月18日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

(自平成29年1月17日 至 平成29年2月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	5,968,330円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	15,777,726円
分配準備積立金額	D	290,957,607円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	312,703,663円
当ファンドの期末残存口数	F	2,174,882,253口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,437円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,349,764円

(自平成29年2月17日 至 平成29年3月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,495,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,005,281円
分配準備積立金額	D	289,808,412円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	310,309,387円
当ファンドの期末残存口数	F	2,156,951,177口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,438円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,313,902円

(自平成29年3月17日 至 平成29年4月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,498,664円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,095,553円
分配準備積立金額	D	284,564,806円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	305,159,023円
当ファンドの期末残存口数	F	2,119,328,704口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,439円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,238,657円

(自平成29年4月18日 至 平成29年5月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	6,156,969円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,085,933円
分配準備積立金額	D	278,680,031円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	300,922,933円
当ファンドの期末残存口数	F	2,075,971,402口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,449円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,151,942円

(自平成29年5月17日 至 平成29年6月16日)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,183,557円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,202,553円
分配準備積立金額	D	275,893,296円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	296,279,406円
当ファンドの期末残存口数	F	2,043,252,039口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,450円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,086,504円

(自平成29年6月17日 至 平成29年7月18日)		
費用控除後の配当等収益額	A	6,103,179円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,463,566円
分配準備積立金額	D	274,414,678円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	296,981,423円
当ファンドの期末残存口数	F	2,034,044,705口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,460円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,068,089円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	(自平成28年7月20日 至平成29年1月16日)	(自平成29年1月17日 至平成29年7月18日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同 左
	また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [平成29年1月16日現在]	当期 [平成29年7月18日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 [平成29年1月16日現在]	当期 [平成29年7月18日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	6,386,262	11,820,875
親投資信託受益証券	22,104,475	28,552,104
合計	28,490,737	40,372,979

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY)	72,821.8154	472,103,829	
	投資信託受益証券 小計	72,821.8154	472,103,829	
親投資信託受益証券	先進国3地域債券マザーファンド	954,919,887	1,400,103,538	
	親投資信託受益証券 小計	954,919,887	1,400,103,538	
合計			1,872,207,367	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは投資信託受益証券および親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「先進国3地域債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成29年1月16日現在]	[平成29年7月18日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	34,871,089	18,025,602
コール・ローン	3,748,524	7,255,471
国債証券	1,420,002,381	1,357,206,001
派生商品評価勘定	396,395	
未収入金	94,373,108	11,270,668
未収利息	7,546,884	7,066,964
前払費用	3,551,195	3,298,567
流動資産合計	1,564,489,576	1,404,123,273
資産合計	1,564,489,576	1,404,123,273
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	311,760	
未払金	89,779,426	
未払解約金	5,000,000	4,000,000
未払利息	5	12
流動負債合計	95,091,191	4,000,012
負債合計	95,091,191	4,000,012
純資産の部		
元本等		
元本	1,037,768,737	954,919,887
剰余金		
剰余金又は欠損金()	431,629,648	445,203,374
元本等合計	1,469,398,385	1,400,123,261
純資産合計	1,469,398,385	1,400,123,261
負債純資産合計	1,564,489,576	1,404,123,273

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年1月17日から翌年1月16日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成29年1月16日現在]	[平成29年7月18日現在]
1 期首	平成28年7月20日	平成29年1月17日
期首元本額	1,147,332,035円	1,037,768,737円
期首からの追加設定元本額	4,430,181円	1,417,271円

期首からの一部解約元本額	113,993,479円	84,266,121円
元本の内訳*		
グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）	1,037,768,737円	954,919,887円
（合計）	1,037,768,737円	954,919,887円
2 受益権の総数	1,037,768,737口	954,919,887口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4159円 （14,159円）	1.4662円 （14,662円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成28年7月20日 至平成29年1月16日）	（自平成29年1月17日 至平成29年7月18日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成29年1月16日現在]	[平成29年7月18日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 デリバティブ取引は、該当事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[平成29年1月16日現在]	[平成29年7月18日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	21,703,136	4,238,047
合計	21,703,136	4,238,047

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項
通貨関連

区分	種類	[平成29年1月16日現在]		
		契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建			
	アメリカドル	16,109,310	16,004,800	104,510
	ユーロ	67,149,885	66,858,000	291,885
	買建			
	オーストラリアドル	77,459,760	77,148,000	311,760
	合計	160,718,955	160,010,800	84,635

[平成29年7月18日現在]
該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル				
国債証券	1.25 T-NOTE 181130	1,050,000.00	1,049,302.72	
	1.5 T-NOTE 180831	300,000.00	300,750.00	
	1.5 T-NOTE 260815	270,000.00	252,724.21	
	1.75 T-NOTE 220930	280,000.00	277,921.87	
	1.875 T-NOTE 220430	150,000.00	150,222.65	
	3 T-BOND 441115	400,000.00	408,781.25	
	4.5 T-BOND 360215	150,000.00	192,527.34	
	6.375 T-BOND 270815	200,000.00	273,101.56	
国債証券 小計		2,800,000.00	2,905,331.60 (326,646,431)	
アメリカドル 小計		2,800,000.00	2,905,331.60 (326,646,431)	
カナダドル				
国債証券	0.5 CAN GOVT 181101	30,000.00	29,751.00	
	0.75 CAN GOVT 210901	30,000.00	29,165.40	
	1.5 CAN GOVT 230601	50,000.00	49,682.00	
	1.5 CAN GOVT 260601	40,000.00	38,959.20	
	5 CAN GOVT 370601	30,000.00	43,402.50	
国債証券 小計		180,000.00	190,960.10 (16,930,522)	
カナダドル 小計		180,000.00	190,960.10 (16,930,522)	
オーストラリアドル				
国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	150,000.00	152,718.90	
	3.25 AUST GOVT 290421	50,000.00	52,129.75	
	3.25 AUST GOVT 390621	350,000.00	342,908.65	
	3.75 AUST GOVT 370421	400,000.00	427,665.20	
	4.5 AUST GOVT 200415	880,000.00	940,441.92	
	4.5 AUST GOVT 330421	150,000.00	177,465.75	
	4.75 AUST GOVT 270421	210,000.00	247,186.59	
	5.5 AUST GOVT 230421	500,000.00	585,368.00	
	5.75 AUST GOVT 210515	530,000.00	601,429.69	
5.75 AUST GOVT 220715	400,000.00	466,220.00		
国債証券 小計		3,620,000.00	3,993,534.45 (349,633,941)	
オーストラリアドル 小計		3,620,000.00	3,993,534.45 (349,633,941)	
シンガポールドル				
国債証券	2.125 SINGAPORGV 260601	50,000.00	50,625.00	
	2.75 SINGAPORGV 420401	140,000.00	150,430.00	
	3.25 SINGAPORGV 200901	180,000.00	190,800.00	
	3.5 SINGAPORGV 270301	120,000.00	135,123.00	
	4 SINGAPORGV 180901	160,000.00	165,152.00	

国債証券 小計		650,000.00	692,130.00 (56,816,951)
シンガポールドル 小計		650,000.00	692,130.00 (56,816,951)
ニュージーランドドル			
国債証券	2.75 NZ GOVT 370415	50,000.00	44,520.55
	3 NZ GOVT 200415	210,000.00	214,496.31
	4.5 NZ GOVT 270415	70,000.00	78,998.22
	5.5 NZ GOVT 230415	170,000.00	195,782.37
国債証券 小計		500,000.00	533,797.45 (43,664,631)
ニュージーランドドル 小計		500,000.00	533,797.45 (43,664,631)
スウェーデンクローネ			
国債証券	1 SWD GOVT 261112	670,000.00	688,531.53
	1.5 SWD GOVT 231113	1,000,000.00	1,075,702.00
	3.5 SWD GOVT 220601	2,500,000.00	2,921,660.00
	3.5 SWD GOVT 390330	340,000.00	457,915.40
国債証券 小計		4,510,000.00	5,143,808.93 (69,750,049)
スウェーデンクローネ 小計		4,510,000.00	5,143,808.93 (69,750,049)
ノルウェークローネ			
国債証券	1.5 NORWE GOVT 260219	1,000,000.00	994,552.00
	2 NORWE GOVT 230524	180,000.00	187,651.80
	3.75 NORWE GOVT 210525	850,000.00	940,038.80
国債証券 小計		2,030,000.00	2,122,242.60 (29,223,280)
ノルウェークローネ 小計		2,030,000.00	2,122,242.60 (29,223,280)
ユーロ			
国債証券	0 SCHATS 190614	220,000.00	222,644.40
	0.5 BUND 250215	290,000.00	296,349.84
	0.5 O.A.T 250525	30,000.00	29,957.13
	0.7 ITALY GOVT 200501	250,000.00	253,193.00
	0.8 BEL GOVT 270622	40,000.00	39,800.88
	1 BEL GOVT 260622	20,000.00	20,557.76
	1.15 SPAIN GOVT 200730	350,000.00	363,016.50
	1.25 ITALY GOVT 261201	490,000.00	455,613.27
	1.3 SPAIN GOVT 261031	550,000.00	542,390.75
	2 BUND 230815	90,000.00	100,982.16
	2 ITALY GOVT 251201	300,000.00	301,030.20
	2.4 IRISH GOVT 300515	50,000.00	56,425.20
	2.5 BUND 460815	50,000.00	64,210.15
	2.5 O.A.T 300525	100,000.00	116,326.60
	4.7 SPAIN GOVT 410730	100,000.00	136,261.40
	5 ITALY GOVT 400901	210,000.00	270,803.82
5.4 SPAIN GOVT 230131	260,000.00	329,013.10	
国債証券 小計		3,400,000.00	3,598,576.16 (464,540,196)
ユーロ 小計		3,400,000.00	3,598,576.16 (464,540,196)
合計			1,357,206,001 (1,357,206,001)

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 8銘柄	100.00%	24.07%
カナダドル	国債証券 5銘柄	100.00%	1.25%
オーストラリアドル	国債証券 10銘柄	100.00%	25.76%
シンガポールドル	国債証券 5銘柄	100.00%	4.19%
ニュージーランドドル	国債証券 4銘柄	100.00%	3.22%
スウェーデンクローネ	国債証券 4銘柄	100.00%	5.14%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	2.15%
ユーロ	国債証券 17銘柄	100.00%	34.23%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成29年7月31日現在
(単位:円)

資産総額	1,869,495,682
負債総額	5,431,255
純資産総額(-)	1,864,064,427
発行済口数	2,025,604,564 口
1口当たり純資産価額(/)	0.9203 (1万口当たり 9,203)

<参考>

「先進国3地域債券マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成29年7月31日現在
(単位:円)

資産総額	1,398,160,323
負債総額	2,009,305
純資産総額(-)	1,396,151,018
発行済口数	950,858,502 口
1口当たり純資産価額(/)	1.4683 (1万口当たり 14,683)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

（3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成29年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東京都民銀行	55,620 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山陰合同銀行	20,705 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	14,697 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ごうぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：ピムコジャパンリミテッド

資本金の額：13,411,674.44米ドル（平成29年3月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) への運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成29年7月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%(107,855株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%(31,757株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

1 当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成29年7月3日 臨時報告書

平成29年4月14日 有価証券報告書、有価証券届出書

平成29年4月3日 臨時報告書

2 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年8月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）の平成29年1月17日から平成29年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）の平成29年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。